

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)

平成26年12月15日現在【中間報告】

NO	項目	ご意見の概要
1	その他	東久留米でも学童保育の時間を19時まで延長していただくよう、検討していただきたい。
2	幼児期の教育・保育 (20ページ)	定員の増加で待機児を解消するのはもう無理です。認可保育園を増設してください。 また認可保育園の増設計画にはマイルストーンを示してください。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)

【計画の概要】

1 計画の概要

国は、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を最重要課題の一つと認識し、待機児童解消や社会全体で子ども・子育てを支援するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度からスタートさせます。

本市でも、子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取組を一層促進するとともに、教育・保育および子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていく体制づくりを進めていくために、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」)を策定します。

2 計画の位置づけ等

(1) 基本的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

(2) 関連計画との関係

この計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「第4期東久留米市障害者計画・障害福祉計画」、「東久留米市教育振興基本計画」、「東久留米市第2次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。

(3) 計画の期間

この計画は、平成27年度(2015年度)を初年度とし、平成31年度(2019年度)までの5年間を計画期間とします。

(4) 計画の策定方法

本計画は、国が示す基本指針を参酌し、策定しています。また、本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。会議は公開で行われ、審議内容は東久留米市のホームページで公開されています。

また、0歳～5歳の子どもをもつ保護者(無作為抽出)及び小学校2年生の子どもをもつ保護者(悉皆)を対象にニーズ調査を実施しました。これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

3 計画される事業

(1) 新制度の「給付」と事業

この計画で実施する、子ども・子育て支援事業は「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

① 子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、特定教育・保育施設（幼稚園〔新制度へ移行しない幼稚園を除く〕・保育所、認定こども園）、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子ども・子育て支援給付の対象となります。

② 地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13の事業が定められています。

①子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 家庭的保育
- 小規模保育
- 事業所内保育
- 居宅訪問型保育

児童手当

②地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援に関する事業
- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業(病児・病後児保育事業)
- 子育て援助活動支援事業
- 一時預かり事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間 ※1認定)	3～5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方 (一時預かりを利用することも出来ます)	・幼稚園 ・幼稚園＋一時預かり ・認定こども園 ・認定こども園＋一時預かり
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育を希望)		
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方	・認定こども園 ・保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育

※1 教育標準時間 幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。
それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

4 教育・保育および子ども・子育て支援事業の見込み量の算出と提供

区域の設定

(1) 教育・保育および子ども・子育て支援事業の見込み量の算出方法

本市では、国が示す基本指針に則して、平成25年に実施した利用希望把握調査(ニーズ調査)子育て支援等に関するアンケート調査の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』(平成26年1月・厚生労働省)に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

(2) 教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市では、「現状の利用実態に即しているため、本計画と実態とのかい離が少ない」「施設の整備を広域的にできるので、柔軟かつ合理的な需給バランスの調整や弾力的な運用を行うことができる」などの理由により、市の全域を一つの提供区域とすることとします。なお、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」に関しては、現状どおり、各小学校区を提供区域とします。

5 計画の推進体制

(1) 子育て中の家庭、行政、事業者等の連携・協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたって、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭を始めとして、幼稚園・認定こども園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(2) 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業などの子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、新たに創設された利用者支援事業や市報・ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

(2) 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心にとりまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し（中間年度など）も検討していきます。

また、点検・評価結果は市のホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取組が必要であることから、PDCAサイクルに基づき、進行管理を行い改善につなげていきます。